様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　12月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） いとうはむよねきゅうほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ一般事業主の氏名又は名称 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社  （ふりがな）　 みやした　いさお  （法人の場合）代表者の氏名　　宮下　功  住所　〒153-8587  東京都目黒区三田1丁目6番21号  法人番号　6011001110293  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社  ①　統合報告書2024  ②　長期経営戦略2035中期経営計画2026 | | 公表日 | ①　2024年9月30日  ②　2024年5月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　統合報告書2024  <https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/Portals/0/images/csr/pdf/download/2024_24IR_all_for_view1.pdf>  （7～10ページ、22ページ）  ②　長期経営戦略2035中期経営計画2026  <https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/Portals/0/images/ir/pdf/medium-term/mtp2026_0003.pdf>  （14ページ） | | 記載内容抜粋 | ① 2035年の目指すべき姿をmeat togetherと称し、持続的企業価値の創造に向けて、DX活用により業務効率化と売上向上を同時に達成していきます。  持続的企業価値の創造に向けて、  ・経営基盤の強化。  ・人手不足の対応策として、DXを大いに活用し、業務の効率化と生産性改善を図る。  ・収益の高い仕事や創造性の高い仕事に人的リソースを振り向けさせる。  ・全社コミットメントとしてDXの公的認定を取得することでDXの推進の原動力とする。  ② 国内の就労人口漸減に対して、DXを活用し、業務効率化と売上向上を同時に達成する。  補足説明：伊藤ハム米久ホールディングスにIT統括室、DX推進室を設置し、取組主体である社内の各部門や子会社（事業会社）を統制し、親会社として各子会社のDX戦略を推進している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社のグループ取締役会にて承認されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社  ①　長期経営戦略2035中期経営計画2026  ②　ニュースリリース　伊藤ハム米久ホールディングスグループ　静岡県三島市にハム・ソーセージ工場を建設  ③　第8期中間報告書 | | 公表日 | 1. 2024年 5月 2日 2. 2023年 4月20日 3. 2023年11月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 長期経営戦略2035中期経営計画2026   <https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/Portals/0/images/ir/pdf/medium-term/mtp2026_0003.pdf>  ITインフラ例：受注アプリ（27ページ）   1. ニュースリリース 伊藤ハム米久ホールディングスグループ　静岡県三島市にハム・ソーセージ工場を建設   <https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/LinkClick.aspx?fileticket=XEx61VnRjsI%3d&tabid=36>   1. 第8期中間報告書   <https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/Portals/0/images/ir/04_report/tyukanhoukoku202403.pdf?TabModule714=0>  DXの推進（RPA/電子契約の全社導入）（5ページ） | | 記載内容抜粋 | ①　業務効率化と売上向上を 同時に達成する具体策として、電話・FAX対応の受注業務において受注データを受注アプリに移行することにより、得意先の利便性を高めていく。  ②　多様化するお客様のニーズや競争力強化に対応していくため、AIやIoTを活用したDX対応の生産設備や省人化された一貫生産ラインを備えた高効率工場を建設予定である。  ③　RPAを導入し、単純作業をロボットが自動実行し事務作業を削減している。また、電子契約の導入により時間短縮、コスト削減、業務効率化に貢献、利用拡大でペーパーレス化やテレワークの推進、契約書管理の効率化を見込んでいる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社のグループ取締役会にて承認されている。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 長期経営戦略2035中期経営計画2026  前中計 (中期経営計画2023) 振り返り（8ページ）  DX（各種取り組み）（27ページ） | | 記載内容抜粋 | ・IT統括室およびDX推進室を新設。  ・研修等を通じたDXリテラシー向上及び各現場主導でのRPA作製、ノーコード開発拡充。 |   ②　 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 長期経営戦略2035中期経営計画2026   （11ページ、14ページ、27ページ）   1. ニュースリリース　伊藤ハム米久ホールディングスグループ　静岡県三島市にハム・ソーセージ工場を建設 | | 記載内容抜粋 | ①  ・基幹システム刷新等、投資額100億円の大半を実行済。  ・社内コミュニケーションツール導入。  ・各現場主導でのRPAの積み上げ・ノーコード開発（定型業務の自働化）。  ・DXリテラシー向上のための継続的な研修を実施。  ①②　多様化するお客様のニーズや競争力強化に対応していくため、AIやIoTを活用したDX対応の生産設備や省人化された一貫生産ラインを備えた高効率工場を建設予定 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社  長期経営戦略2035中期経営計画2026 | | 公表日 | 2024年5月2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「長期経営戦略2035中期経営計画2026」  <https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/Portals/0/images/ir/pdf/medium-term/mtp2026_0003.pdf>  DX（各種取り組み）（14ページ、27ページ） | | 記載内容抜粋 | DXの各種取り組み（電話・FAXの発注をアプリを通じた受注へ移行、各現場主導でのRPAの積み上げ・ノーコード開発（定型業務の自働化）、Iot化による工場の生産工程の効率化等）を実施し、2035年度迄の試算効果として、  業務効率化　＋10億円  売上増／原価減　＋10億円を挙げている。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年9月30日 | | 発信方法 | 統合報告書2024  <https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/Portals/0/images/csr/pdf/download/2024_24IR_all_for_view1.pdf>  持続的な企業価値の創造に向けて（9～10ページ） | | 発信内容 | 当社グループは持続的な企業価値創造の源泉である経営基盤の強化に取り組んでいく。人手不足の対応策として、DXを大いに活用し、業務の効率化と生産性改善を図り、収益の高い仕事や創造性の高い仕事に人的リソースを振り向けさせる。まずは簡単に実行でき、効果が大きいものから着手し一つひとつ成功事例を積み上げていくことで、将来的には業務の効率化に留まらず、ビジネスプロセスの変革に通じた販売機会の創出による売上も狙います。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析  経済産業省が発表している「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに登録済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 統合報告書2024  <https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/Portals/0/images/csr/pdf/download/2024_24IR_all_for_view1.pdf>  情報セキュリティ（52ページ）  デジタル技術の導入と運用において情報セキュリティとサイバーリスク管理を重要な経営課題と位置付けており、プライバシーポリシーを掲げ、個人情報を適切に取り扱い、情報セキュリティ規程と細則を作成している。セキュリティインシデント発生時には、迅速かつ適切に対応できる体制を整えている。毎年、全従業員を対象に標的型攻撃メール訓練とセキュリティリテラシー教育を実施している。  システム管理体制を構築し、定期的にセキュリティ監査（社内点検および社外点検）を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。